

イタリアの移民法

萩原 愛一

【目次】

はじめに

I イタリアにおける移民問題

II イタリアにおける移民関連法規の変遷

- 1 1986年の法律第943号
- 2 マルテッリ法 (1990年)
- 3 トゥルコ-ナポリターノ法 (1998年)
- 4 ボッシ-フィーニ法 (2002年)
- 5 移民対策の現在

III 移民統一法典の構成

翻訳：移民の規律及び外国人の地位についての法規に
関する統一法典(抄)

はじめに

本稿は、欧州連合域外の外国人の出入国、滞在、労働、家族再結合(呼び寄せ)、社会統合など、移民に関わる諸規定を1つにまとめて法典化した「移民の規律及び外国人の地位についての法規に関する統一法典(1998年7月25日の立法命令第286号)」(以下、「移民統一法典」という。)のうち、一般原則、入国・滞在、労働に関わる部分を摘出して、翻訳紹介を試みるものである。それに先立って、イタリアにおける移民問題の特徴を述べ、さらに、この20年余の移民に関する立法の流れを概観する。

I イタリアにおける移民問題

イタリアにおいても、他の西欧諸国と同じく、外国人労働者をはじめとする移民の増大にいかに対処するかということが、政治的、社会的に大きな課題となっている。近年、国政選挙のたびごとに、移民をめぐる問題が重要な争点となっており、後に見るように、2008年4月に

行われた上下両院選挙も、例外ではなかった。この選挙では、移民排斥を公然と訴えて支持を伸ばしてきた北部同盟と手を組み、同じく反移民的立場の国民同盟を抱え込んだ中道右派の政党連合「自由の国民」が勝利し、5月に中道右派連立内閣が成立した。政権に返り咲いたベルルスコーニ首相がいち早く手をつけたことは、「公共安全」のための対策であり、その主要なターゲットの1つが不法移民であった。イタリアにおける近年の治安の悪化の一因が、移民の増大にあるとして、その取締りを強化しようとするものである。

移民問題に関して、イタリアが他の西欧諸国と異なるのは、イタリアが、かつては、自国民を移民として世界に送り出す側の国であったということである。多くのイタリア人が、19世紀から20世紀初頭にかけて、永住目的も含め、海を渡って、アメリカ合衆国やアルゼンチンなどの新大陸の国々へ渡り、第2次世界大戦後は、特に、構造的失業者の多かった南部から、アルプスを越えて、ドイツやフランスなどの近隣西欧諸国に出稼ぎ労働者として出かけていたのである。しかし、1960年前後から、「イタリアの奇跡」と呼ばれる急速な経済成長とともに、ミラノ、トリノ、ジェノヴァを中心とする北西部の工業地域で労働力需要が高まり、イタリアから外国への労働力の流れは、国内の労働力移動に徐々に置き換わっていった。他方、1970年代に、アフリカ系の人々や南米の人々の流入が目立つようになってきた。それは、西欧の移民受け入れ国が、石油危機による長期の不況に陥って、外国人労働者の入国を厳しく規制し始めた時期である。行き場を失った外国人労働者が、入国規制の弱かったイタリアに流入した^(注1)ということが考えられるのである。

すでに、かつての植民地から流入する移民を抱えてきたイギリスやフランス、戦後の比較的早い時期から、とりわけトルコからの移民を、労働力として組織的に受入れてきたドイツと異なり、自国における移民の存在に慣れていないイタリア人に、いつ頃からか街で目立つようになってきたアフリカ人やアジア人の姿に戸惑いがあったのは無理もない。しかし、その当時は、政府でさえ、つい最近まで移民送出国であった自国に、移民が大量に流入する事態は想定していなかったであろう。政府が明確な展望や政策を持ち得ないでいるうちに、移民の多くは、不法就労者として、路上販売、飲食店等のサービス業の底辺、家事労働など、労働市場の隙間に次第に浸透していったのである。また、むしろ、不法就労者を安い賃金で使うことで、かろうじて経営を成り立たせている中小零細業の存在も、外国人労働者を引き寄せた要因として無視できないものである。^(注2)

イタリアにおける移民の入国の仕方も、ドイツ、フランスなどと異なった面がある。まず1つは、地理的要因によるものである。イタリアは、長い海岸線を持ち、ただでさえ国境管理が難しいのに加え、海をはさんで向かい合っている国々が、出国圧力の高いチュニジアなどの北アフリカ諸国やアルバニアなどのバルカン諸国である。現在も小さな船に乗って漂着する不法入国が後を絶たない。マフィアなどの犯罪組織の絡んだ密入国も多く、そうした不法移民の存在が、移民一般に対する警戒感、不信感を助長している面があると考えられる。また、ローマ法王のお膝元であるイタリアは、熱心なカトリック信者を惹きつけるうえ、多くのカトリック系組織が、彼らの入国や就労を仲介したり、支援したりしてきた。^(注3) とくに、このようなルートで入国し、家事手伝い(フィリピン人女性が多い)や介護人としてイタリア人の家庭で働く外国人は、今や、高齢化の進むイタリアの福祉

制度を補う機能を果たしているのである。^(注4)

イギリス、フランス、ドイツなどの他の西欧諸国と幾分異なるイタリアの移民問題の特徴を大雑把に見たが、移民を労働市場の視点から捉えると、イタリアも、これらの国々同様に、自国民が従事したがる仕事を移民労働者に委ねる傾向にある。すでに述べた家事手伝いや介護人はその典型である。

現在のイタリアでは、少子高齢化が急速に進む社会にあつて、長期的には、企業でも家庭でも外国人労働力が必要となることが理解されている半面、移民の増大を、犯罪の増加や社会秩序の乱れに結び付けて捉え、漠然とした不安も広がっている。この2つに分裂した態度は、そのまま、政治勢力間の移民問題への対応の違いを反映している。^(注5) そして、2つの態度の間での揺れは、移民関連法規の変遷にもあらわれている。

II イタリアにおける移民関連法規の変遷

1 1986年の法律第943号

前節で述べたように、イタリアでは、入国管理が緩かった。外国人の入国許可は、長い間、第2次世界大戦前に制定された「警察法」及びその施行規則によって規律されていた。^(注6)^(注7)

1981年に行われた国勢調査により、イタリアにおける人口動態が以前と逆転し、多くの移民を受入れる側の国になったということが、明確に数字で示された。^(注8) それを受けて、1980年代になって、ようやく、本格的に、移民法制が議論の対象となり、1986年に「EC域外からの移民労働者の就業及び労働条件並びに不法移民取締りに関する規定」(1986年12月30日の法律第943号)^(注9)が制定された。

この法律の最大の目的は、不法滞在者や不法就労者を事後追認の形で合法とすることと、すでに合法的に滞在している外国人に対しては、

イタリア人労働者と完全に同等の権利を保障しようとするものであった。さらに、外国人労働者の新規受入れの規制、不法就労に対する雇用主の処罰などの規定も盛り込まれた。^(注10)この法律は、EC域外の労働者に対して基本的な保障の手を差し伸べている点で、イタリアが、欧州諸国の中で、移民に対し最も寛大な国の1つであるかのようなイメージの形成に一役買ったと^(注11)いう。

しかし、この法律は、現実に適合していない部分が多々あった。第一に、イタリアにおいて、外国人労働者を必要としていたのは(今でも同じであるが)、家庭(家事手伝い、介護人)、零細企業やサービス業であるが、外国人を雇うための、また、その入国のための手続は、一度に多くの者を雇用しようとする大企業にとってさえ、おそろしく煩雑なものであった。第二に、不法就労者は露天商や季節労働といった職種に多いにも拘わらず、不法就労者の救済措置の対象が、雇用された労働者に限られていたため、この措置により、不法滞在の状態から抜け出すことができた者は、きわめて少なかった。そうした諸々の理由から、この法律は実効性に乏しいものに終わった。

2 マルテッリ法 (1990年)

こうしたなか、1989年、ある事件をきっかけに、外国人労働者に対する人種差別問題が大きな社会問題となった。それは、ナポリ近郊の村で、非行少年によりアフリカからの季節労働者が殺された事件である。この事件は、2つの問題をあぶりだした。1つは、外国人労働者が安全な寝場所もない劣悪な環境に置かれていたこと、もう1つは、この労働者が、国連難民高等弁務官事務所で難民の認定を受けていた亡命者であったにも拘わらず、イタリアが、難民の政治的庇護権適用の対象に地理的限定を課していたため、不法滞在を余儀なくされていたという

^(注12)ことである。この事件は、政府や議会にも衝撃を与え、当時の副首相であったクラウディオ・マルテッリが、移民に対する法的不備を認め、積極的な取組みの姿勢を見せた。この間、移民問題に対する各政党の考え方の違いが浮き彫りになり、議会でも白熱した議論が展開され、同年12月、「イタリアの領域内にすでに滞在しているEC域外市民及び無国籍者の政治的庇護、入国及び滞在に関する緊急規定」という暫定措置令が公布された。^(注13)

この暫定措置令は、翌年の2月に法律に転換された(1990年2月28日の法律第39号)。一般にはマルテッリ法の名で知られ、その後、しばらく、イタリアの移民政策の指針となった。この法律の大きな目的は2つあった。1つは、前述の事件で問題となった点の改革、すなわち、1951年の「難民の地位に関する条約」における政治亡命者の身分について、地理的規定をはずすことと、もう1つは、外国人労働者の入国について、計画的な受入れを行うことであった。さらに、今回も不法滞在者の救済が図られた。この法律は、EC域外からの外国人に関する政治的庇護、入国、滞在、入国拒否、国外退去などをまとめて取り上げ、すでに、他の欧州諸国で法制化されていた事項について、それらとの調和をはかるという側面もあった。域外の外国人労働者の入国及び滞在を厳格に規律することになり、不法滞在に対する厳しい措置も講じられた。移民政策の所管を、労働省から内務省に移したのは、その点で象徴的である。^(注14)

この法律の限界としては、移民を長期的な視点で捉えておらず、将来については、入国審査の厳格な措置だけで対応しようとする姿勢が見え隠れすること等があげられていた。^(注15)

3 トウルコ-ナポリターノ法 (1998年)

1990年代を通じて、アルバニア、ルーマニアなど、冷戦終結とともに不安定化した東欧諸国

からの不法移民が急増し、社会問題化するとともに、移民問題は、ますます政治的な議論の対象となっていく。この間、イタリアの政治状況も大きく変わった。それまで、戦後のイタリア政治の中心にあった諸政党が表舞台から消えていくなか、移民排斥を主張する北部同盟や、ネオ・ファシストの流れを汲み、やはり、移民に対して厳しい態度をとる国民同盟などが、一定の支持を得るようになっていった。他方、移民の救援を行うカトリック系の団体などからは、移民がすでにイタリアにとって無視しえない存在になっていることを認識した上で、それを受入れ、イタリア社会に統合し、共生していくことが重要である、といった主張も出てきて^(注16)いる。こうして、イタリアでは、移民をめぐって、寛容と排斥の両極に分化していく傾向が顕著になっていった。1996年に発足する中道左派のプロディ内閣の下で新たな移民法案が提出されたのは、このような状況下であった。

法案に付随した提出理由書^(注17)には、次のような内容が述べられている。

移民に対しては、恐れや拒絶を排し、積極的かつ開かれた態度で臨まなければならない。イタリアをはじめとする欧州諸国への移民増大の背景には、先進国と発展途上国との間にある富や福祉の格差の存在がある、移民問題は、単に、移民の吸収・統合といった次元のみならず、不均衡の是正に向けて、国家間で協力しあう長期的な視野に立った総合的な施策が必要である。イタリアの労働市場は、外国人労働者なしでは、成立し得なくなっており、とくに、飲食業従事者、家事手伝い、介護人などでは、無視し得ない大きな労働力となっている。しかし、また、その中に、不法入国者や、不法就労者も多い。そこで、必要なことは、我が国の外国人労働者の需要を把握したうえで、その入国と雇用をしっかりと管理することである。それにより、

少子高齢化の進むイタリアにおいて、移民は、無視できない補完的機能を果たすことになる。そして、それら正規の外国人労働者に対しては、イタリア社会への統合を促進し、イタリア人と同等の権利を保障する。他方、不法入国の外国人、しばしば、犯罪組織に雇われ、不法行為に手を染める外国人には、厳しく対処する必要がある。

このような考え方に立った法案の大きな柱は、次の3本である。

- ① 限定的で計画的な合法的入国政策の実現
- ② 不法移民及びそれを搾取する犯罪の取締り
- ③ 新規及び既に正規に滞在している移民の現実的で効果的な統合

この法案は議会における激しい議論を経て、1998年3月6日の法律第40号「移民の規律及び外国人の地位についての法規に関する規定」^(注18)として成立した。マルテッリ法などと同様、イタリアの慣例で、法律の立案の中心となった者—この場合は、当時の社会連帯担当大臣リヴィア・トゥルコと内務大臣ジョルジョ・ナポリターノ（現共和国大統領）—の名を冠して、一般には、トゥルコ-ナポリターノ法という通称で呼ばれている。

これは、実質的には、移民に関わるはじめての包括的な法律であり、全7章49か条から成る、大部なものである。それまで、10年近く、移民関連の中心的法規であったマルテッリ法を、その一部（政治的庇護に関する条項）を除き、廃止した^(注19)。そして、外国人の権利と義務、外国人の入国と滞在、移民政策の計画化、国境における入国拒否や国外追放、外国人の労働、家族の呼び寄せの権利、未成年者の保護のための規則、外国人の社会統合など、広範な領域が、体系化されて取り扱われることになった。また、この法律によって、はじめて、受入れ制限の1つの方策として移民の出身国別入国割当制が採用さ

れることになった。

この法律は、第47条第1項において、施行から120日以内に、この法律に、1931年の警察法の中の関連規定をはじめとする、それまでの移民関連の法規を吸収統合し、編集し直した統一法典(testo unico)を、立法命令の形式で公布することを政府に委任している。この規定に基づいて、トゥルコ-ナポリターノ法の公布から程なく、政府は、1998年7月25日の立法命令第286号として、「移民の規律及び外国人の地位についての法規に関する統一法典」を公布した。従って、移民統一法典は、トゥルコ-ナポリターノ法の体系を骨格とし、関連の現行法規を加え、調整がはかられた上で出来上がっている。この統一法典の成立事情から、制定当初の移民統一法典とトゥルコ-ナポリターノ法はしばしば同一視されるが、章編成の異同のほか、条項番号にズレが生じていることもあり、注意を要する。

4 ボッシ-フィーニ法 (2002年)

2001年5月に行われた上下両院選挙の結果、中道左派政権に替わって誕生した中道右派政権である第2次ベルルスコーニ内閣では、早速、移民に対するより厳しい規制を求める法案が提出され、2002年7月30日の法律第189号「移民及び庇護に関する法規の改正^(注20)」として成立した。この政権で副首相の地位を得た国民同盟の党首ジャンフランコ・フィーニと制度改革・地方分権大臣のポストに就いた北部同盟の党首ウンベルト・ボッシの2人の名を冠した、いわゆるボッシ-フィーニ法である。北部同盟も国民同盟も、すでに述べたように、ともに移民に対して厳しい政策を提唱する右派政党であるが、とくに、「2000年を境に、反移民を最大の政治的争点とする「単一争点政党」(single-issue party)へと変身していった^(注21)」北部同盟のボッシの提案に、フィーニが同調して出来上がった法案である。

ボッシ-フィーニ法案の提案理由書には、トゥルコ-ナポリターノ法の場合のように、移民問題を、現在の世界経済の文脈で冷静かつ客観的に捉えようとする姿勢は見られない。むしろ、「持続的な失業又は低雇用状態の中であって飢えている人々がヨーロッパに侵入する危険^(注22)」といった表現に端的にあらわれているように、移民を、主として排除の対象として捉え、いやがうえにも不安を煽っているように見える。そして、移民を、ヤミ労働への従事、麻薬等の不法取引、犯罪への加担、さらにテロリズムを起こす可能性など、ことさらに、負のイメージに結びつけている。「移民=不法入国=犯罪^(注23)」という単純な図式で、移民を脅威として排除しようとする北部同盟の姿勢がそのままあらわれている。

こうした姿勢からもわかるとおり、この法律の狙いは、移民受入れを一層制限することにあった。そのために、入国及び滞在許可に関する規則を厳しくしたことが、この法律の最大の特徴である。滞在許可に関しては、労働目的の滞在許可とそれ以外の滞在許可を分け、労働を目的とする滞在許可証を取得するためには、入国前に労働ポストを確保し、雇用主と滞在契約を交わしておくことが条件となった。すなわち、労働目的でイタリアに入国したいと思っても、無職の状態で入国することが不可能になったのである。また、雇用主に、外国から不特定の労働者を入国させて雇用する意図があっても、彼等を雇用できるのは、そのポストに、イタリア及び欧州連合加盟国の労働者からの応募がない場合に限られる。また、移民労働者が失業した場合に、求職活動を行えるのは、1年から6か月に短縮され、この間に職が見つからない場合には、帰国せざるを得ない。

この法律は、外国人を、労働力として入国させたとしても、定住させないように短期間で交替させる狙いがあると見られる。移民労働者に

よって経済効果をあげながらも、彼等のための住居、学校教育、その他のサービスに要する社会的コストが節約できるからである。^(注24) そのため、移民は、労働市場の弱い部分を補い、景気循環の調節弁の役割としてのみ捉えられている。^(注25) との厳しい批判を浴びた。

さらに、滞在許可証の交付を受けるときに、指紋採取が義務づけられた。指紋採取に対しては、人種差別的である、人権を侵害する、などの厳しい批判が巻き起こり、映画監督のスピルバーグやピアニストのアルゲリッチ等の著名な外国人が、すべての移民を「潜在的な犯罪者」と見なすものであるとして、反対声明を発表するなど、^(注26) 国際的に波紋が広がった。このほか、家族呼び寄せについても制限が加えられ、不法就労に対する罰則の強化などが盛り込まれた。

しかし、この法案に対しては、連立与党内でも、必ずしも意見の一致があったわけではない。旧キリスト教民主党的流れをくむキリスト教民主センター等は、もともと移民に対してはリベラルな立場にあり、移民に手を差し伸べるカトリック系の慈善団体との結びつきも強いため、法案提出者たちの思惑通りには進まなかった。最終的に成立した法律は、与党内での妥協を反映した部分もあった。例えば、不法就労者のうち、家事手伝いと介護人については、合法化が行われたが、これは、カトリック教会をバックにキリスト教民主センターの強い主張が容れられたものである。ただし、この要望を取り入れることに譲歩する代わりに、北部同盟は、移民運搬船の取締りに海軍の船舶を使用するとい^(注27)う、強硬な手段の採用を認めさせたのである。この法案の起草の過程では、与党内部の力関係によるこのような駆け引きが頻繁に行われたようである。

5 移民対策の現在

2006年に交代した中道左派のプロローディ内

閣は、「寛容ゼロ」を標榜するボッシ-フィーニ法で厳しくなった移民対策を緩和する措置を検討していたが、それを果たせないまま、2008年初めに総辞職する事態となった。その後の選挙の結果と、新内閣の反移民的姿勢は、すでに簡単に触れたとおりであり、移民に対して一層厳しい措置が講じられようとしているのである。冒頭で述べた、不法移民取締りも狙った「公共の安全」^(注28)対策は、2008年5月23日の暫定措置令第92号「公共の安全に関する緊急措置」のことであり、修正をともなって法律に転換された(2008年7月24日の法律第125号)。この措置により、移民統一法典のほか、刑法や刑事訴訟法なども含むいくつかの法令の改正が行われた。移民統一法典の改正は3か所あるが、その中でも、不法移民対策の強化を象徴するものは、不法滞在者に住居を貸与した者は、6か月から3年の懲役及び当該住居の没収を科せられる、としたことである(移民統一法典第12条第5項の2として付加される。本稿では、第12条は訳出していない)。暫定措置令第92号と同時期に議会に提出され、2008年11月現在、審議中の「公共の安全に関する規定」の法案も、不法入国を犯罪として処罰するなど、不法移民対策が盛り込まれている。

さらに、国際金融危機をきっかけに深刻になっている経済状況の悪化により、外国人労働者は、ますます厳しい局面に追いやられている。失業者の増大という現実を目の当たりにして、内務大臣が、外国人労働者の受入れを2年間凍結するという提案を行うなど、現政権の下で、移民に対する風当たりは一層強くなっている。

III 移民統一法典の構成

ここに紹介する「移民の規律及び外国人の地位についての法規に関する統一法典」は、すでに触れたように、いわゆるトゥルコ-ナポリ

ターノ法を骨格として、それまでの移民関連法規も加え、整理・編纂されたものである。以後、移民統一法典は、これより以降に制定された関連法規により、条文の改正、追加、置き換え等で更新されている。ボッシ-フィーニ法も、この統一法典を改正する条項が中心である。2008年11月現在、この移民統一法典の現行法は、ボッシ-フィーニ法も含む下記の法令による改正を反映したものである。

- 1998年10月19日の立法命令第380号「1998年3月6日の法律第40号第47条第2項の規定により、移民の規律及び外国人の地位^(注29)についての法規に関する統一法典を修正する規定」
- 1999年4月13日の立法命令第113号「1998年3月6日の法律第40号第47条第2項の規定により、移民の規律及び外国人の地位^(注30)についての法規に関する統一法典を修正する規定」
- 2002年4月4日の暫定措置令第51号「不法移民取締り対策及び国境への連行措置を受ける者の保障に関する緊急規定^(注31)」
- 2002年7月30日の法律第189号「移民及び庇護に関する法規の改正^(注32)」(ボッシ-フィーニ法)
- 2002年12月27日の法律第289号「2003年財政法^(注33)」
- 2003年4月7日の立法命令第87号「1985年6月14日のシェンゲン協定第26条の規定を補足するEC指令(2001/51/CE)の実施^(注34)」
- 2004年9月14日の暫定措置令第241号「移民に関する緊急規定^(注35)」(2004年11月12日法律第271号に転換)
- 2005年7月27日の暫定措置令第144号「国際テロリズム取締りのための緊急措置^(注36)」(2005年7月31日の法律第155号に転換)
- 2007年1月8日の立法命令第3号「長期滞在する第三国の市民の身分に関するEU指令^(注37)(2003/109/CE)の実施」

- 2007年1月8日の立法命令第5号「家族の呼び寄せの権利に関するEU指令(2003/86/CE)の実施^(注38)」
- 2007年2月15日の暫定措置令第10号「EU及び国際上の義務の実施のための規定^(注39)」(2007年4月6日の法律第46号に転換)
- 2007年8月10日の立法命令第154号「留学、学生交換及び無報酬の研修又は自発的研修を理由とする第三国の市民の入国条件に関するEU指令(2004/114/CE)の実施^(注40)」
- 2008年1月9日の立法命令第17号「科学研究の目的による第三国市民の入国のための特別^(注41)手続に関するEU指令(2005/71/CE)の実施」
- 2008年5月23日の暫定措置令第92号「公共の安全に関する緊急措置^(注42)」(2008年7月24日の法律第125号に転換)

次に、移民統一法典の目次を掲げる。

第1章 一般原則

- 第1条 適用範囲
- 第2条 外国人の権利及び義務
- 第2条の2 調整・監視委員会
- 第3条 移民政策

第2章 入国、滞在及び国外追放に関する規定

第1節 入国及び滞在に関する規定

- 第4条 我が国の領域への入国
- 第5条 滞在許可
- 第5条の2 従属労働のための滞在契約
- 第6条 滞中に付随する権利及び義務
- 第7条 受入れる者及び雇用主の義務
- 第8条 特別な規定
- 第9条 長期滞在者用EC滞在許可証
- 第9条の2 他の欧州連合加盟国が交付した長期滞在者用EC滞在許可証を有する外国人

第2節 国境審査、入国拒否及び国外追放

第10条	入国拒否
第11条	国境審査の強化及び調整
第12条	不法移民に対する規定
第13条	行政上の国外追放
第13条の2	簡略手続における行政の関与
第14条	国外追放の執行
第15条	安全措置としての国外追放及び国外追放の執行についての規定
第16条	拘留の代替的又は選択的制裁としての国外追放
第17条	防衛権
第3節 人道的性格の規定	
第18条	社会的保護を事由とする滞在
第19条	国外追放及び入国拒否の禁止
第20条	特別な事件のための受入れに関する例外措置
第3章 労働規則	
第21条	入国人数の決定
第22条	有期及び無期の従属労働
第23条	優先権の資格
第24条	季節労働
第25条	季節労働者のための社会保険及び社会保障
第26条	独立労働のための入国及び滞在
第27条	特別な場合における労働のための入国
第27条の2	自発的研修のための入国及び滞在
第27条の3	科学的研究のための入国及び滞在
第4章 家族一体化の権利及び未成年者の保護	
第28条	家族一体化の権利
第29条	家族の再結合
第29条の2	難民の家族の再結合
第30条	家族の理由による滞在許可
第31条	未成年者のための規定
第32条	成人年齢に達したときの、預けられていた未成年者に関する規定

第33条	外国人未成年者のための委員会
第5章 保健衛生、教育、住居、公共生活への参加及び社会統合に関する規定	
第1節 保健衛生に関する規定	
第34条	国民保健サービスに登録している外国人に対する援助
第35条	国民保健サービスに登録していない外国人に対する保健衛生援助
第36条	治療のための入国及び滞在
第2節 学校教育並びに学業及び職業についての権利に関する規定	
第37条	職業活動
第38条	外国人に対する学校教育、多文化教育
第39条	大学の講義へのアクセス
第3節 住居及び社会福祉に関する規定	
第40条	受入れセンター・住居へのアクセス
第41条	社会福祉
第6章 社会統合、差別及び移民政策のための基金創設についての規定	
第42条	社会統合の措置
第43条	人種、民族、国家又は宗教を理由とする差別
第44条	差別に対する民事訴訟
第45条	移民政策のための国民基金
第46条	移民政策のための委員会
第7章 末尾規定	
第47条	廃止
第48条	財政負担
第49条	末尾及び経過規定

なお、本稿では、一般原則を扱った第1章(第1条-第3条)以外は、主に労働に関係する規定に焦点をあてることとし、第2章のうち、外国

人(労働者)の入国・滞在に係る第1節(第4条-第9条の2)、及び、外国人労働自体を対象とした第3章全部(第21条-第27条の3)を訳出した。ただし、第3章のうち、それぞれ2007年8月10日の立法命令第154号、2008年1月9日の立法命令第17号により挿入された第27条の2(自発的研修のための入国及び滞在)及び第27条の3(科学的研究のための入国及び滞在)は、やや特殊な入国ケースのための長大な規定であるので、翻訳は省略した。

翻訳本文中に付してある[]内の番号は、法文テキストの原注の番号であり、各条の最後に、その条項等の改正・挿入等を規定した法律を注記した。

注

- (1) 関口英子「解説」マリオ・フォルトゥナート、サラハ・メスナーニ『イタリアの外国人労働者』(シリーズ外国人労働者)明石書店, 1994, pp.161-162.
- (2) 同上, pp.173-174.
- (3) 同上, p.172.
- (4) Andrew Geddes, “Il rombo dei cannoni? Immigration and the centre-right in Italy,” *Journal of European Public Policy*, vol.15, no.3, April 2008, p.357.
- (5) Massimo Livi Bacci, “Immigrazione : nuova legge, ma quale politica?” *Il Mulino*, vol.51, no.403, maggio 2002, p.903.
- (6) Regio decreto n.773 del 18 giugno 1931, “Approvazione del testo unico delle leggi di pubblica sicurezza”
- (7) 萩野芳夫「イタリア移民法序論」『関東学院法学』9巻3/4合併号, 2000.3, p.13.
- (8) Andrea Villa, *Immigrazione: legislazione italiana tra fonti del diritto e rappresentazione sociale*, Patti(ME), Kimerik Edizioni, 2008, p.23.
- (9) Legge n.943 del 30 dicembre 1986, “Norme in materia di collocamento e trattamento dei lavoratori extracomunitari immigrati e contro le immigrazioni clandestine”
- (10) 関口 前掲論文, pp.183 -184.
- (11) Villa, *op.cit.*, p.25.
- (12) 関口 前掲論文, pp.186-187.
- (13) Decretolegge n.416 del 30 dicembre 1989, “Norme urgenti in materia di asilo politico, di ingresso e soggiorno dei cittadini extracomunitari e di regolarizzazione dei cittadini extracomunitari ed apolidi già presenti nel territorio dello Stato”
- (14) Villa, *op.cit.*, p.29.
- (15) *ibid.*, p.30.
- (16) *ibid.*, pp.31-32.
- (17) Relazione, Atto Camera, C.3240 (XIII Legislatura)
- (18) Legge n.40 del 6 marzo 1998, “Disciplina dell’immigrazione e norme sulla condizione dello straniero”
- (19) Villa, *op.cit.*, p.33.
- (20) Legge n.189 del 30 luglio 2002, “Modifica alla normativa in materia di immigrazione e di asilo”
- (21) 村上信一郎「イタリアの移民問題と新右翼」『海外事情』50(10) 2002. 10, p.44.
- (22) Relazione, Disegno di legge, n.795 (XIV Legislatura)
- (23) Livi Bacci, *op.cit.*, p.903.
- (24) *ibid.*, p.907.
- (25) *ibid.*, p.908.
- (26) 村上 前掲論文, p.45.
- (27) Geddes, *op.cit.*, p.361.
- (28) 萩原愛一「【イタリア】「公共安全」のための緊急立法—新政権の不法移民対策」『外国の立法』(月刊版) 236-1号, 2008.7, pp.14-15.
- (29) Decreto Legislativo n.380 del 19 ottobre 1998, “Disposizioni correttive al testo unico delle disposizioni concernenti la disciplina dell’immigrazione e norme sulla condizione dello straniero, a norma dell’articolo 47, comma 2, della legge n. 40 del 6 marzo 1998”
- (30) Decreto Legislativo n.113 del 13 aprile 1999, “Disposizioni correttive al testo unico delle disposizioni concernenti la disciplina dell’immigrazione e norme sulla condizione dello straniero, a norma dell’articolo 47, comma 2, della legge n.40 del 6 marzo 1998”

- (31) Decreto Legge n.51 del 4 aprile 2002, “Disposizioni urgenti recanti misure di contrasto all’immigrazione clandestina e garanzie per soggetti colpiti da provvedimenti di accompagnamento alla frontiera”
- (32) Legge n.189 del 30 luglio 2002, “Modifica alla normativa in materia di immigrazione e di asilo”
- (33) Legge n.289 del 27 dicembre 2002, “Disposizioni per la formazione del bilancio annuale e pluriennale dello Stato” (Legge Finanziaria 2003)
- (34) Decreto Legislativo n.87 del 7 aprile 2003, “Attuazione della direttiva 2001/51/CE che integra le disposizioni dell’articolo 26 della Convenzione applicativa dell’Accordo di Schengen del 14 giugno 1985”
- (35) Decreto Legge n.241 del 14 settembre 2004, “Disposizioni urgenti in materia di immigrazione” convertito nella legge n.271 del 12 novembre 2004.
- (36) Decreto Legge n.144 del 27 luglio 2005, “Misure urgenti per il contrasto del terrorismo internazionale” convertito nella legge n. 155 del 31 luglio 2005.
- (37) Decreto legislativo n. 3 dell’8 gennaio 2007, “Attuazione della direttiva 2003/109/CE relativa allo status di cittadini di Paesi terzi soggiornanti di lungo periodo”
- (38) Decreto legislativo n.5 dell’8 gennaio 2007, “Attuazione della direttiva 2003/86/relativa al diritto di ricongiungimento familiare”
- (39) Decreto Legge n.10 del 15 febbraio 2007, “Disposizioni volte a dare attuazione ad obblighi comunitari ed internazionali” convertito nella legge n. 46 del 6 aprile 2007.
- (40) Decreto Legislativo n.154 del 10 agosto 2007, “Attuazione della direttiva 2004/114/CE, relativa alle condizioni di ammissione dei cittadini di Paesi terzi per motivi di studio, scambio di alunni, tirocinio non retribuito o volontariato”
- (41) Decreto Legislativo n.17 del 9 gennaio 2008, “Attuazione della direttiva 2005/71/CE relativa ad una procedura specificamente concepita per l’ammissione di cittadini di Paesi terzi a fini di ricerca scientifica”
- (42) Decreto Legge n. 92 del 23 maggio 2008, convertito nella legge del decreto legge n.125 del 24 luglio 2008, recante misure urgenti in materia di sicurezza pubblica.

(はぎわら あいいち・海外立法情報調査室)

1998年7月25日の立法命令第286号
「移民の規律及び外国人の地位についての法規に関する統一法典」(抄)
Decreto Legislativo 25 luglio 1998, n.286 ; Testo unico delle disposizioni
concernenti la disciplina dell'immigrazione e norme sulla condizione dello
straniero

萩原 愛一訳

第1章 一般原則

第1条 適用範囲

(1998年3月6日の法律第40号第1条)

1. この統一法典は、別に定めがある場合を除き、憲法第10条第2項の実施にあたって、欧州連合に属していない国の市民及び無国籍者(以下、「外国人」という。)に対して適用される。
2. この統一法典は、欧州連合加盟国の市民に対しては、それがその者にとってより有利となる規定でない限り、1998年3月6日の法律第40号第45条の規定を除き、適用されない。^(注1)
3. 他の法律の規定が、イタリアの市民権と異なる市民権を有する者、又は無国籍者に係る制度に言及する時は、この統一法典に規定する制度を意味する。ただし、我が国の領域内において効力のある、より有利な国内の規定、欧州連合の規定及び国際的規定は、その限りではない。
4. この統一法典の規定は、州の立法権限に関して、憲法第117条の規定に基づく基本的な原則となる。それらの規定は、特別州及び自治県の権限に関しては、共和国の経済・社会改革の基本的な法規の価値を有する。
5. この統一法典の規定は、戦時に効力を有する別の定めがある場合には、適用されない。
6. この統一法典の実施規則(以下、実施規則という。)は、1998年3月6日の法律第40号の施行後180日以内に、内閣総理大臣の提案により、1988年8月23日の法律第400号第17条

第1項の規定に従って公布される。

7. 第6項に規定する実施規則の草案は、公布に先だって、本件を所管する委員会の意見を徴するために、議会に付託される。当該委員会は、30日以内に意見を表明する。命令は、当該期限を経過した後、意見が付されていなくても公布される。

第2条 外国人の権利及び義務

(1998年3月6日の法律第40号第2条 ; 1986年12月30日の法律第943号第1条)

1. 我が国の国境又は領域内に存する外国人に対しては、現行の国内法規、国際協約及び一般的に認められている国際法の原則に規定されている基本的人権が認められる。
2. 我が国の領域内に正規に滞在する外国人は、イタリアに対して効力を有する国際協約及びこの統一法典が別に定める場合を除き、イタリア市民に付与されている市民としての権利を享受する。この統一法典又は国際協約が、相互性の要件を規定している場合には、当該要件は、実施規則に規定する基準及び方式に従って確認される。
3. イタリア共和国は、1981年4月10日の法律158号により批准された1975年6月24日のILO条約第143号の実施にあたり、その領域内に正規に滞在する外国人及びその家族に対し、イタリア人労働者と同等の扱い及び法の完全な平等を保障する。^(注2)
4. 正規に滞在する外国人は、地域の公的生活に参加する。

5. 外国人に対しては、権利及び正当な利益の法的保護に関し、行政との関係及び公共サービスの利用において、法律が規定する範囲及び方式で、市民と同等の扱いが認められる。
 6. 入国、滞在及び国外追放に関する措置を外国人に通知する目的のため、それについての文書は、簡潔になっても、受け手が理解できる言語に翻訳されるか、又は、それが可能でない場合には、当事者の選好によりフランス語、英語若しくはスペイン語に翻訳される。
 7. 外交的保護は、国際法が定める範囲及び手続において行われる。イタリアに存するすべての外国人は、司法行政並びに治安及び国の安全の保全に関わる、根拠の明らかな重大な理由がある場合を除き、自分が市民である国の当局と接触し、かつ、その手続に係るすべての公務員より、そのための便宜を受ける権利を有する。司法当局、治安当局及び他のすべての公務員は、外国人に対して、私的自由、我が国の領域からの追放、未成年者の保護及び個人の身分に関する措置を講じようとする場合、若しくは当該外国人の死亡又は緊急の入院の場合には、実施規則に規定された方式及び条件で、当該外国人が属する国の最寄りの外交又は領事代表部に通報する義務を有し、同様に、法律に定めのある理由により保持してはならない外国人に属する証明書及び物品を当該代表部に届ける義務を有する。すでに庇護の申請を行っている外国人、すでに亡命者の身分が認められている外国人及び人道的理由により一時的な保護の措置が講じられている外国人については、当該通報は行わない。
 8. 第11条第4項に規定する目的のために締結された国際協定は、不法移民を未然に防ぎ、又は制限するための特別な共同計画に参与している国の市民に対してより有利な法的地位を定めることができる。
 9. イタリアの領域内に存する外国人は、いかなる場合にも、現行の法規が規定する義務を遵守しなくてはならない。
- 第2条の2 [1] 調整・監視委員会**
1. この統一法典の規定を調整し監視するための委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。
 2. 委員会は、内閣総理大臣、内閣副総理大臣又は内閣総理大臣に委任された大臣が主宰し、各会議で取り上げられる議題に関係する4人以上の大臣並びに州及び特別自治県の首長の会議により指名された州知事又は特別自治県知事によって構成される。
 3. 委員会が管轄する問題に関する予備的調査のため、内務省に、在外イタリア人担当大臣代理及び1997年8月28日の立法命令第281号第8条に規定する統一会議により指名された3人の専門家のほかに、州務局、機会均等局、共同体政策調整局及びイノベーション・テクノロジー局、外務省、内務省、法務省、生産活動省、教育・大学・研究省、労働・社会政策省、防衛省、経済・財政省、保健省、農林政策省、文化財・文化活動省並びに通信省の代表により構成される実務者による作業部会が設置される。会議には、検討の対象となる議題との関係で、この統一法典の実施規則に係る各行政機関の代表者、第3条第1項に規定する労働者及び雇用主の全国協会、連盟並びに団体の代表者も招くことができる。
 4. 内閣総理大臣の提案により、外務大臣、内務大臣及び共同体政策担当大臣との協議の上、その後の改正を経た1988年8月23日の法律第400号第17条第1項の規定に従って公布される命令により、作業部会の活動と内閣府の組織とを調整する方式が定められる。
- [1] 2002年7月30日の法律第189号により挿入された条

第3条 移民政策

(1998年3月6日の法律第40号第3条)

1. 内閣総理大臣は、関係閣僚、経済労働国民会議、国、州並びにトレント及びボルツァーノ特別自治県間の関係整備のための常設会議、国・都市及び地方自治体に関する会議、移民援助及び統合について最も積極的な国内の団体並びに全国レベルの最も代表的な労働者及び雇用主の団体の意見を聴取し、より短い間隔で行う必要が生じた場合を除き、3年ごとに、我が国の領域内の移民及び外国人の政策に関する計画文書を準備する。当該文書は、政府によって承認された後、議会に送付される。議会の所管の委員会は、計画文書の受理から30日以内に意見を表明する。計画文書は、受理した意見を考慮して、共和国大統領令により公布され、イタリア共和国官報上で公表される。内務大臣は、毎年、計画文書の実施措置によって達成された結果についての報告を議会に提出する。^[1]
 2. 計画文書は、移民に関して、欧州連合加盟国、国際組織、欧州連合の諸団体及び非政府組織とも協力し、移民の出身国と協定の締結も行うことによって、イタリア国家が遂行しなければならない行動及び措置を勧告する。計画文書は、また、法律によって規律すべきではない分野において、我が国の領域内に滞在している外国人に対する経済及び社会的性格の措置も指示する。
 3. 文書は、さらに、我が国の領域への入国者数を決定するための一般的な基準を定め、イタリアに居住する外国人の文化的多様性及び特性を尊重して、法制度と矛盾しない限りにおいて、その家族同士の関係、社会参加及び文化的統合を促進することを目的とした公的措置の枠組をつくり、かつ、出身国での望ましい社会復帰のために可能なあらゆる手段を想定する。
 4. 内閣総理大臣令により、第2条の2第2項に規定する委員会、1997年8月28日の立法命令第281号第8条に規定する統一会議及び管轄の議会の委員会の意見を聴き、この内閣総理大臣令が対象とする年の前年の11月30日の期限までに、計画文書が規定する一般的基準に基づいて、季節的性格の需要によるものも含む従属労働及び独立労働のために、我が国の領域内に滞在を認める外国人の人数の上限を、家族再結合の規定及び第20条の規定に基づき必要に応じて定められる一時的保護の措置を考慮しつつ、毎年定める。必要と思われる場合には、その年のうちに、さらに命令を公布することができる。季節的性格の需要によるものも含む従属労働及び独立労働のための入国査証並びに滞在許可証は、当該割当数の範囲内で交付する。年次計画の命令が公布されない場合には、内閣総理大臣は、一時的措置として、その命令により、前年に定められた割当数の範囲内で定めることができる。^[2]
 5. 州、県、コムーネ及び他の地方公共団体は、それぞれの予算の割当及び資金の範囲内で、基本的人権の尊重のため、住居、言語及び社会統合に関する権利に特に配慮しつつ、我が国の領域内の外国人に認められた権利及び利益の完全な承認を妨げる障害を除去する目的にとって必要な対策を講じる。
 6. 内務大臣との合意に基づいて採択すべき内閣総理大臣令により、移民のための地域会議を設置する。この会議には、当該地域を管轄する国の地方支局、州、地方公共団体、移民に対する救援及び援助活動を地域的に行っている機関及び組織並びに労働者及び雇用主の組織が、要求の分析及び地域レベルで実施すべき措置の促進を任務として、出席する。
- 6の2 内務省は、制度上の目的のために規定されているデータ処理を有効として、全国統

計システムの枠内において、国の予算に追加的な負担を課することなく、移民政策に関わるすべての行政のために、欧州連合加盟国以外からの移民の現象についての統計を作成することを目的として、データ収集活動を遂行する。^[3]

7. この条の規定を最初に適用するにあたって、第1項に規定する計画文書は、1998年3月6日の法律第40号の施行の日から90日以内に作成される。当該文書は、第4項に規定する命令が制定される期日を指定する。
8. 第7項に規定する計画文書の案は、所管の委員会より意見を聴くために議会に送付される。当該委員会は、30日以内に、意見を表明する。その期限を過ぎた場合には、意見を付さずに、命令として公布される。

- [1] 2002年7月30日の法律第189号により改正された項
 [2] 2002年7月30日の法律第189号により改正された項
 [3] 1999年4月13日の立法命令第113号により挿入された項

第2章 入国、滞在及び国外追放に関する規定

第1節 入国及び滞在に関する規定

第4条 我が国の領域への入国

(1998年3月6日の法律第40条第4条)

1. 我が国の領域への入国は、免除されている場合を除き、有効な旅券又はそれと同等の証明書及び入国査証を所持している外国人に認められ、不可避の事態の場合を除き、特に設けられた国境通過所を通ることによってのみ行うことができる。
2. 入国査証は、外国人の出身国又は定住国にあるイタリア外交代表部又は領事代表部が発行する。3か月を超えない滞在の場合には、特別な合意に基づいて、他方の国の外交又は

領事当局によって交付された査証が、イタリア外交代表部又は領事代表部が発行する査証と同等とみなされる。入国査証の交付と同時に、イタリアの外交又は領事当局は、外国人に対し、当該外国人が理解できる言語で、イタリアへの入国及び滞在に関する外国人の権利及び義務を説明した通知、又は、それがない場合には、英語、フランス語、スペイン語若しくはアラビア語で説明した通知を手渡す。査証の交付を行うにあたり、効力を有する法規により定められた要件がない場合には、外交又は領事当局は、外国人に対し、当該外国人が理解できる言語によって、又は、それが可能でない場合には、英語、フランス語、スペイン語若しくはアラビア語によって、入国拒否を伝える。その後の改正を経た^(注5)1990年8月7日の法律第241号に定めるところを除き、第22条、第24条、第26条、第27条、第28条、第29条、第36条及び第39条の規定に基づき提出された査証の請求に関する場合以外は、公共の安全又は秩序を理由として入国拒否を行ってはならない。偽造若しくは模造の書類又は査証の請求に用いるための偽造の証明書の提示は、関係する刑事責任を問われ、請求は自動的に不受理となる。滞在許可証を所持している外国人が、我が国の領域へ再入国するためには、国境当局にあらかじめ通知するだけでよい。^[1]

3. 第3条第4項の規定を有効とした上で、イタリアは、特別な国際協定への参加により負う義務に合わせて、滞在の目的及び条件、並びに、滞在期間中の費用及び、労働用滞在許可証を所持している場合を除き、出身国への帰国の費用をまかなうに十分な生計手段を有していることを保証する適切な証明書を所持していることを明らかにした外国人に対して、その領域への入国を認める。生計手段は、第3条第1項に規定する計画文書に指示され

た基準に基づき、内務省により公布される所定の命令により定義される。次に掲げる外国人は、イタリアへの入国を認められない。上記の要件を満たさない者、イタリア又はイタリアが域内国境の廃止及び人の自由な往来のための協定を結んでいる国の公共の秩序又は安全にとって脅威とみなされる者、刑事訴訟法典第380条第1項及び第2項に規定された犯罪、麻薬、性的放埒、イタリアへの不法移民及びイタリアから他の国への不法移民の幫助並びに売春目的の人集め又は不法な活動に従事させる売春及び未成年の搾取を目的とする犯罪により、刑事訴訟法典第444条の規定により求刑される刑罰の適用の結果としても有罪となった者。[2] 第29条の規定に従い、家族再結合の理由により入国の申請が行われた外国人は、イタリア又はイタリアが国内の国境の審査の廃止及び人の自由な往来のための協定を結んでいる国の公共の秩序又は安全にとって具体的及び現実的な脅威となっている場合には、イタリアへの入国は認められない。[3]

4. 入国は、90日間有効な短期滞在用の査証、及び、記載されているのと同じ理由によるイタリアでの滞在許可証の交付を所持者に対し可能にする長期滞在用の査証により認めることができる。3か月未満の滞在については、イタリアが署名し批准した特別な国際協定又は欧州連合の法規に基づいて、他の国の外交又は領事当局が交付した査証に明記された理由も有効とみなされる。
5. 外務省は、効力を有する国際協定に由来する義務を遂行するにあっても、その市民に査証の義務を課している国のリストの見直し又は修正についての適切な措置を定め、議会の所管の委員会に、適時、それについての報告を行う。
6. 特別な許可を得た場合又は入国禁止の期間

が経過した場合を除き、国外追放された外国人、及び、イタリアにおいて効力を有する国際協定又は協約にも基づいて、公共の秩序、国の安全及び国際関係の保護の重大な理由により、入国拒否又は入国不許可とするため、追放されるべき外国人及び名前の挙げられている外国人は我が国の領域に入国できず、国境の外に退去させられる。

7. いずれの場合も、入国は、実施規則に規定された方式及び手続を遵守して行われる。

[1] 2002年7月30日の法律第189号により置き換えられた項

[2] 2002年7月30日の法律第189号により置き換えられた文

[3] 2007年1月8日の立法命令第5号により挿入された文

第5条 [1] 滞在許可

(1998年3月6日の法律第40号第5条)

1. この統一法典の規定に基づき交付され、かつ、効力を有する滞在証明書^(注6)(carta di soggiorno)若しくは滞在許可証(permesso di soggiorno)を備えた、又は特別な協定に規定された範囲及び条件において、欧州連合に属する国の所管の当局が交付した滞在許可証若しくはそれと同等の効力をもつ文書を所持し、第4条の規定に従って正規に入国する外国人は、我が国の領域内に滞在することができる。
2. 滞在許可証は、実施規則に規定された手続に従って、外国人が我が国の領域に入国してから8日以内に、県の警察署長に申請されなければならない。滞在許可証は、入国査証又は現行の規定に定められた活動に対して交付される。実施規則は、観光、司法及び他の国への移住までの待機及び聖職者の職務のための短期滞在、並びに医院、病院、市民団体、宗教団体及び他の共同体における滞在に関し

- て、特別な交付手続の措置を講ずることができる。
- 2の2 滞在許可証を申請する外国人は、光学式指紋認証検査を受ける。
3. 労働以外の理由で交付される滞在許可証の有効期間は、この統一法典によって定められた範囲内、又は現行の国際協定及び協約を実施する上で、入国査証に規定された期間である。それぞれの目的のための滞在中、次の各号に掲げる期間を超えてはならない。
- 訪問、業務及び観光については、3か月
 - (削除)
 - しかるべき修了証書が交付される留学又は研修課程の受講については、1年。ただし、複数年にわたる課程の場合は、滞在許可は、毎年更新することができる。
 - (削除)
 - この統一法典又は実施規則により認められる他の場合においては、必要性が文書により具体的に証明された滞在中
- 3の2 労働用滞在許可証は、第5条の2に規定する労働のための滞在契約の締結の結果として交付される。それにより交付される労働用滞在許可証の有効期間は、滞在契約に定める期間であり、次の各号に掲げる期間を超えることはできない。
- 季節労働の労働契約の一つ又はそれ以上については、総計9か月
 - 有期従属労働については、1年
 - 無期従属労働については、2年
- 3の3 季節労働を行うために、少なくとも連続する2年間イタリアにきたことが明らかな外国人に対しては、それが反復的な雇用である場合には、複数年有効の許可を交付することができる。これにより、1回の措置で、今後3年までは、先行する2年のうちの最後の年に滞在した期間と同じ長さの期間を、有効期間とすることができる。このための入国査証は、毎年交付される。滞在許可証は、外国人が、この統一法典の規定に違反した時には、即座に取り消される。
- 3の4 さらに、この統一法典の第26条に規定された要件を満たしている旨のイタリアの外交又は領事代表部の証明に基づいて交付された独立労働用滞在許可証を所持する外国人は、我が国の領域内に滞在することができる。滞在許可証の有効期間は、2年を超えることはできない。
- 3の5 第4条第2項及び第3項の規定に基づく労働用入国査証又は第26条第5項の規定に基づく独立労働用入国査証を交付するイタリアの外交又は領事代表部は、電子情報通信を含む手段により、査証を交付することを、内務省、全国社会保険公社 (INPS) 及び全国労働災害保険協会 (INAIL) に対して、書類の受理から30日以内に、第22条第9項に規定する文書保管所がファイルできるように、連絡する。第29条に規定する家族再結合用入国査証については、書類の受理から30日以内に、内務省に対して、同様の連絡を行う。
- 3の6 第29条の規定に基づく家族再結合の場合、滞在許可証の有効期間は、2年を超えることはできない。
4. 滞在許可証の更新の申請は、外国人により、当該外国人が第3項の2のc)号に該当する場合には、滞在期限の90日前までに、同じく第3項の2のb)号に該当する場合には、60日前までに、それ以外の場合には、30日前までに、居住している県の警察署長に対して行われ、交付のために規定されている条件及びこの統一法典に規定されている様々な条件の審査を受ける。この統一法典及び実施規則に規定する別の期限を除き、滞在許可証は、最初の交付により定められた期間の長さを超えない期間だけ更新される。
- 4の2 滞在許可の更新を申請する外国人は、

光学式指紋認証検査を受ける。

5. 我が国の領域への入国及び滞在に必要な要件が欠けているか、又は消滅した時は、交付を可能にする新たな要素が追加されず、かつ、要件の欠如が追認により有効としうる行政上の不備によるものでない限り、第22条第9項に規定されているところを除き、滞在許可証の交付又はその更新は拒否され、滞在許可証がすでに交付されていれば、取り消される。第29条の規定に従い、家族再結合の権利を行使した外国人又は呼び寄せられた家族の構成員の滞在許可証の交付の拒否若しくは取消し又は更新の拒絶の措置を講ずるにあたって、当事者の家族関係の性格及び現状、出身国との家族的及び社会的関係の存在並びに、すでに我が国の領域内にいる外国人の当該領域内における滞在期間も考慮に入れる。^[2]
- 5の2 家族構成員用滞在許可証の取消し又は更新の拒絶の措置を講じる目的で、我が国にとっての、又は、我が国が域内国境における審査の廃止及び人の自由往来のための協定を締結している国の公的秩序及び安全にとっての外国人の危険性を推量するにあたっては、刑事訴訟法典第407条第2項a)号に規定する犯罪又は[本法]第12条第1項及び第3項に規定する犯罪に対して科す可能性のある刑罰も考慮する。^[3]
6. 我が国において執行力を有する国際協約又は国際条約の締結国の外国人が、適用すべき滞在条件を満たさないときは、特に人道的性格の又はイタリア国家の憲法上若しくは国際法上の義務に由来する重大な理由がある場合を除き、当該協約又は条約に基づき、同様に滞在許可の拒否又は取消しの措置が講じられる。
7. 欧州連合に属する国の当局が交付した滞在許可証又はイタリアでの滞在に有効な同等の文書を所持する外国人は、第2項に規定する

方式及び期限で、警察署長に、その入国を申告しなければならない。それらの者に対しては、滞在申告の受領証が交付される。違反者に対しては、20万リラ以上60万リラ以下の罰金による行政的制裁が科せられる。申告が、我が国の領域への入国から60日以内に行われなかった場合には、国外追放の行政措置をとることができる。

8. 第9条に規定する滞在許可証及び滞在証明書は、第三国の市民に交付される滞在許可証の統一様式の採用に関する、2002年6月13日の[EU]理事会規則(EC) No.1030/2002の実施にあたり、イノベーション・テクノロジー担当大臣との協議の上、内務大臣令により承認された様式に適合する偽造防止のためのハイテクノロジー機器の使用により交付される。さらに、当該様式に準じて交付された滞在許可証及び滞在証明書には、2000年12月28日の共和国大統領令第445号に規定する行政機関交付証明書類に関する立法及び規則の統一法典第36条により、身分証明書及びその他の電子証明書のために規定された個人データが記載される。^[4]
- 8の2 入国若しくは再入国査証、滞在許可証、滞在契約又は滞在証明書を偽造又は変造する者、又は入国若しくは再入国査証、滞在許可証、滞在契約又は滞在許可証の交付を受ける目的で証明書類を偽造又は変造する者は、禁固1年以上6年以下に処する。偽造に関する申立てによる証明を要する文書又は文書の一部に係る虚偽の場合には、禁固3年以上10年以下に処する。公務員により行われた場合には、刑を加重する。
9. 必要とされる滞在許可証又は、この統一法典の適用により交付されるべき他の種類の許可証に関して、この統一法典及びその実施規則に規定された要件及び条件を満たしている場合には、滞在許可証は、申請のあった日か

ら20日以内に交付、更新又は転換される。

- [1] 2002年7月30日の法律第189号により改正された条
- [2] 2007年1月8日の立法命令第5号により挿入された文
- [3] 2007年1月8日の立法命令第5号により挿入された項
- [4] 2005年7月27日の立法命令第144号により改正された項

第5条の2 [1] 従属労働のための滞在契約

1. イタリア人雇用主又はイタリアに正規に滞在する外国人雇用主と、欧州連合非加盟国の市民又は無国籍の労働提供者との間で締結される労働のための滞在契約は、次に掲げるものを含むものとする。
 - a) 公的住宅建築による住居に関する法律に規定された最低基準を満たす住居を労働者が利用できることについての雇用主による保証
 - b) 労働者が出身国に帰還するための旅費を、雇用主が支払う旨の誓約
2. 第1項a)号及びb)号に規定する記述を含まない契約は、滞在許可証の交付に有効な文書となりえない。
3. 労働のための滞在契約は、第22条に規定するところに基づき、雇用主が居住する、若しくはその者の法的住所がある県、又は実施規則に規定する方式に従って労働の提供が行われる県の移民のための単一窓口提出される。

- [1] 2002年7月30日の法律第189号により挿入された条

第6条 滞りに付随する権利及び義務

(1998年3月6日の法律第40号第6条；1931年6月18日の勅令第773号第144条第2項及び第148条)

1. 従属労働用、独立労働用及び家族構成員用に交付される滞在許可証は、承諾を得た他の

活動にも利用できる。留学及び研修の理由で交付された滞在許可証は、有効期間内であれば、労働のための滞在契約の締結後、又は、第26条に規定する要件を満たしていることを立証する証明書の交付を経た後に、実施規則に規定する方式に従って、第3条第4項の規定に基づき定める入国者数の範囲内で、労働用滞在許可証に転換することができる。[1]

2. 第5条第8項に規定する滞りに係る証明書は、一時的性格のスポーツ活動及びレクリエーション活動に関する措置並びに身分証明及び公的サービス利用に付随する措置を除き、免許、認可、登録及び、その他どのような名称であれ、外国人の利益に関わる措置を受けるためには、行政機関に提示しなければならない。
3. 警察官の求めがあっても、旅券若しくは他の身分証明書又は滞在許可証又は滞在証明書を、正当な理由なく提示しない外国人は、6か月以下の拘留及び80万リラ以下の罰金に処する。
4. 外国人が、本人であるかどうかを疑う理由がある場合には、光学式指紋認証検査及び本人識別検査を行う。[1]
5. 警察当局は、この統一法典又は実施規則に規定する確認のために、正当な理由がある時には、外国人に対し、我が国の領域内において、自らの、及び同居する家族の生計に十分な労働所得又は他の合法的な手段による所得の利用可能性を証明する情報及び文書の提示を求める。
6. 県知事は、軍法に規定がある場合を除き、外国人に対し、国の軍事防衛に関わるコムーネ又は地域に滞在することを禁じることができる。当該禁止は、地域の警察当局を通じて、又は公告によって外国人に通知される。禁止に違反した外国人は、警察力によって隔離することができる。

7. 正規に滞在する外国人の住民登録及びその変更は、実施規則に規定する方式により、イタリア市民と同様の条件で行われる。3か月以上、受入れセンターに宿泊していることが確認できた場合は、原則としてその場所を外国人の居住地とみなす。住民登録又はその変更が行われた場合には、それを行った事務所は、当該地域を管轄する警察署に通知する。
8. 我が国の領域内に正規に滞在する外国人は、第7項に規定する場合以外で、日常的に居住する住所に変更があった場合には、それより15日以内に、その地域を管轄する警察署長に通知する。
9. 外国人の身分証明書は、内務大臣令により認められた型式に準じた書式に基づき交付される。当該証明書は、国際協約又は国際協定に別に定めがある場合を除き、出国に対しては法的な効力はない。
10. 第5条及びこの条に規定する措置に対しては、管轄する州の行政裁判所に訴えることが認められる。

[1] 2002年7月30日の法律第189号により改正された項

第7条 受け入れる者及び雇用主の義務

(1931年6月18日の勅令773号第147条)

1. いかなる資格であれ、外国人又は無国籍者を、たとえ親族又は姻戚であろうとも宿泊させ、いかなる理由であれ、自分の下に置くために受け入れ、又は、我が国の領域内にある農村若しくは都市の不動産所有若しくはその権利の享有をその者に譲渡する者は、24時間以内に、地域の警察当局に、その旨の通知を文書によって行わなければならない。
2. 当該通知は、届け出る者の身分のほか、当該外国人又は無国籍者の身分、その者に係る旅券若しくは身分証明書の基本事項、又は譲渡される不動産の存する、又はその者が宿泊

し、饗応を受け、若しくは業務を行った正確な場所、並びに当該通知が必要とされる理由を含むものとする。

- 2の2 本条の規定に違反した場合は、行政罰として160ユーロ以上1100ユーロ以下の過料に処する。[1]

[1] 2002年7月30日の法律第189号により挿入された項

第8条 特別な規定

(1931年6月18日の勅令第773号第149条)

1. この節の規定は、枢機卿会議並びに外交及び領事団の構成員には適用されない。

第9条 [1] 長期滞在者用EC滞在許可証

1. 少なくとも5年前から、現在も有効な滞在許可証を有し、社会手当の年間総額を下回らない所得、並びに、家族構成員に係る申請の場合には、第29条第3項b)号に指定された基準に照らして十分な所得及び公的住宅建築による住居に関する州法に規定された最低基準を満たす、又は当該地域を所管する地域保健事務所によって確認される健康衛生上の適格要件を備えた住居の利用可能性を証明できる外国人は、警察署長に対し、その者自身及び第29条第1項に規定する家族構成員のために、長期滞在者用EC滞在許可証 (permesso di soggiorno CE per soggiornanti di lungo periodo) の交付を申請することができる。
2. 長期滞在者用EC滞在許可証の有効期間は、無期であり、申請から90日以内に交付される。
3. 第1項の規定は、次の各号に掲げる外国人には、適用されない。
 - a) 留学及び研修の理由で滞在する者
 - b) 一時的な被保護の資格若しくは人道的理由により滞在する者又は当該資格による滞在許可証を申請し、決定を待っている者
 - c) 庇護を求めて滞在する者又は亡命の身分

- の承認を申請し、その最終的な決定を待っている者
- d) この統一法典及び実施規則に規定する短期の滞在許可証の所持者
- e) 外交関係に関する1961年のウィーン条約、領事関係に関する1963年のウィーン条約、特別使節団に関するウィーン条約又は普遍的性格を有する国際機関との関係における国家代表に関する1975年のウィーン条約に規定する法的身分を享受する者
4. 長期滞在者用EC滞在許可証は、我が国の公共の秩序又は安全にとって危険な外国人に対しては交付することはできない。その者の危険性を判断するにあたっては、1988年8月3日の法律第327号第2条により置き換えられた1956年12月27日の法律第1423号^(注8)の第1条又は1982年9月13日の法律第646号第13条^(注9)によって置き換えられた1965年5月31日の法律第575号第1条^(注10)に指定された範疇への外国人の所属、若しくは、刑事訴訟法典第380条に規定する犯罪、及び、同法典第381条に規定する過失ではない犯罪に対する未確定判決も考慮される。さらに、警察署長は、本項に規定する滞在許可証交付の拒絶の措置を講ずるにあたり、外国人の我が国における滞在期間並びに社会、家族関係及び職場における関係も考慮する。
5. 第1項に規定する期間の計算にあたって、第3項d)号及びe)号に指定された理由による滞在期間は算定にいけない。
6. 外国人が我が国の領域から一時的に不在となることがあっても、第1項に規定する期間の中断とはならない。不在の期間が、連続する6か月以上で、かつ、5年間で総計10か月を超えないときは、その不在が、軍事的義務を遂行する必要性、証明書を付した重大な健康上の理由又は他の重大で立証された理由によるものである場合を除き、同期間の算定に含まれる。
7. 第1項に規定する[長期滞在者用EC]滞在許可証は、次の各号に掲げる場合には、取り消される。
- a) 詐欺的手段で取得した場合
- b) 第9項に規定する国外追放の場合
- c) 第4項に規定する交付の条件が欠如している、又は欠如する見込みである場合
- d) 連続する12か月の期間、欧州連合の領域内に不在である場合
- e) 欧州連合の他の加盟国から長期滞在許可証の交付を受けていることを、その国からあらかじめ通知された場合、及び6年以上の期間、我が国に不在である場合
8. 第7項d)号及びe)号の規定に従って滞在許可証を取り消された外国人は、この条に規定するのと同様の方式で、それを再び取得することができる。その場合には、第1項に規定する期間は、3年に減じられる。
9. 長期滞在者用EC滞在許可証を取り消されたが、国外追放を命じられていない外国人に対しては、この統一法典が適用される他の種類の滞在許可証が交付される。
10. 長期滞在者用EC滞在許可の所持者に対しては、次の各号に掲げる理由により、国外追放を命じることができる。
- a) 我が国の公共の秩序又は安全に係る重大な理由
- b) 2005年7月31日の法律第155号により、改正をともなつて法律に転換された2005年7月27日の暫定措置令第144号第3条第1項^(注11)に規定する場合
- c) 1990年3月19日の法律第55号第14条^(注12)に規定する措置の1つを、予防的手段としてであれ適用するときには、外国人が、1956年12月27日の法律第1423号第1条又は1965年5月31日の法律第575号第1条に指定された範疇の1つに属している場合

11. 第10項に規定する国外追放の措置を講ずるためには、当事者の年齢、我が国の領域内における滞在期間、その者及びその家族構成員にとっての国外追放措置の影響、並びに我が国の領域内における家族及び社会的関係の存在及び出身国における当該関係の有無も考慮する。
12. 長期滞在用EC滞在許可証の所持者は、我が国の領域内に正規に滞在する外国人に対して規定されていること以外に、次の各号に掲げることを行うことができる。
- a) 査証免除で我が国の領域内に入国し、かつ、第6条第6項の規定するところを除き、我が国の領域内を自由に通行すること
 - b) 我が国の領域内において、従属労働又は独立労働を、法律がイタリア市民に対してとくに留保し、又は外国人に対して禁じている労働を除き、行うこと。従属労働を遂行するうえで、第5条の2に規定する滞在契約の締結は必要としない。
 - c) 別に定めのある場合を除き、我が国の領域内において、外国人の事実上の住居の存在が証明された場合には、社会福祉及び社会保障の給付、学校衛生及び社会衛生に係る給付、並びに公的住宅建築の住居を獲得するための手続へのアクセスを含む、公衆が利用可能な財及びサービスへのアクセスに係る給付を利用すること
 - d) 現行の法規に規定する手続により、かつ、その範囲内において、地域の政治生活に参加すること
13. 第1項に規定する長期滞在用EC滞在許可証を所持している外国人で、欧州連合の他の加盟国より国外追放となったが、我が国の公共の秩序及び安全にとって危険ではない者の我が国の領域内への再入国は許可される。

[1] 2007年1月8日の立法命令第3号により置き換えられ

た条

第9条の2 ^[1] 他の欧州連合加盟国が交付した長期滞在用EC滞在許可証を有する外国人

1. 他の欧州連合加盟国により交付された有効な長期滞在用EC滞在許可証を所持する外国人は、次の各号に掲げる目的のために、3か月以上の我が国の領域内の滞在を申請することができる。
 - a) 第5条第3項の2、第22条及び第26条の規定に従って、雇用労働者又は独立労働者として経済活動を行うこと。第26条に規定する証明書は、移民のための単一窓口により交付される。
 - b) 現行の法規の規定に従って、留学又は職業研修の課程を履修すること
 - c) 臨時ではない生計手段、医療費分担の免除に関する法律に規定する最低額の2倍以上の所持金及び滞在期間中の医療保険を有していることをあらかじめ証明した上で、他の合法的目的のために滞在すること
2. 第1項に規定する外国人に対しては、この統一法典及び実施規則に規定する方式に従って、滞在許可証が交付される。
3. 長期滞在用EC滞在許可証を所持している外国人の家族構成員で、出発した欧州連合加盟国により交付された有効な滞在証明書を有している者に対しては、長期滞在者の家族構成員の資格で同じ加盟国に居住していたこと、かつ、第29条第3項^(注13)に規定する要件を有していることをあらかじめ証明することにより、第30条第2項、第3項及び第6項^(注14)の規定に従って、家族用滞在許可証が交付される。
4. 第1項及び第3項に規定する外国人に対しては、3か月以下の滞在であれば、第5条第7項が、第4段を除いて適用される。
5. 第1項及び第3項に規定する外国人に対し

ては、我が国の領域への査証を免除された入国が認められ、第22条に規定する認可証の交付手続に際して、外国における正規の住居の要件は必要とされない。

6. 我が国の公共の秩序又は安全にとって危険な外国人に対しては、第2項及び第3項に規定する滞在許可証は、交付を拒否され、交付済みの場合は、取り消される。その者の危険性を判断するにあたっては、1988年8月3日の法律第327号第2条により置き換えられた1956年12月27日の法律第1423号第1条若しくは1982年9月13日の法律第646号第13条によって置き換えられた1965年5月31日の法律第575号第1条に指定された範疇への外国人の所属、又は、刑事訴訟法典第380条に規定する犯罪、及び、同法典第381条に規定する過失ではない犯罪に対する未確定判決も考慮される。当該措置を講ずるにあたっては、当該外国人の年齢、滞在期間、その者及びその家族への国外追放の影響、我が国の領域内における家族及び社会関係の存在並びに出身国との同種の関係の有無も考慮する。
7. 第6項に規定する外国人については、第13条第2項b)号の規定に従って、国外追放の措置が講じられ、滞在許可証を交付した欧州連合の加盟国に追放される。2005年7月31日の法律第155号により、改正をともなって転換された2005年7月27日の暫定措置令第144号第13条第1項及び第3条第1項の規定に基づいて国外追放の措置を講ずるための前提条件がある場合には、滞在許可証を交付した加盟国の意見を聴いて、国外追放の措置を行い、かつ、欧州連合の領域の外に追放する。
8. 第9条に規定する要件を有する、第1項及び第3項に規定する外国人に対しては、申請から90日以内に、長期滞在者用EC滞在許可証を交付する。交付を行ったことは、その前の長期滞在者用EC滞在許可証を交付した加

盟国に報告される。

[1] 2007年1月8日の立法命令第3号により置き換えられた条

(第2章第2節及び第3節 省略)

第3章 労働規則

第21条 [1] 入国人数の決定

(1998年3月6日の法律第40号第19条；1986年12月30日の法律第943号第9条第3項及び第10条；1995年8月8日の法律第335号第3条第13項)

1. 季節労働も含む従属労働及び独立労働を理由とする我が国の領域内への入国は、第3条第4項に規定する命令に定める入国割当人数の範囲内で行われる。割当人数を決定するにあたり、当該命令は、不法移民の取締り又は送還措置を受けた自国の市民の帰還に協力的ではない国からの労働者については、入国人数の制限を定める。また、当該命令は、欧州連合非加盟国に居住しているが、少なくともいずれかの親から直系の3親等の親族までがイタリア出身である労働者で、外交又は領事代表部において作成される所定の名簿への職業資格を含む掲載を申請した者、及び、外務大臣が、内務大臣及び労働・社会保障大臣との協議の上、入国割当人数及び帰還についての規制を目的とする合意を締結した欧州連合非加盟国に対しては、優先的な割当を行う。これらの取決めの枠内で、自国の労働市場政策に責任を有する相手国の対応する当局と、季節労働者の入国人数に関する合意を定めることができる。
2. 第1項に規定する双務的な取決め又は合意は、期間の限定された特定の作業又はサービスを行う労働者の、イタリアにおける従属労働者の

働契約による利用を定めることができる。労働者は、雇用関係の期限の満了とともに、出身国に帰還しなくてはならない。

3. 当該合意は、労働許可の交付の方法及び方式を定めることができる。
4. 毎年公布される命令は、全国及び州レベルでの雇用動向及び失業率並びに求職者名簿に登録されている欧州連合非加盟国の外国人市民の数について、労働・社会保障省より、資格又は職務別に提供される情報を考慮しなくてはならない。
- 4の2 毎年公布される命令及び複数年にまたがる命令は、第7項に規定する、労働・社会政策省に設けられた電子登録機関が作成した利用者の州ごと及び県地域ごとに区分された労働需要のデータに基づいて策定されなければならない。実施規則は、通常の前年予算計上額の範囲内で、公的及び私的な他の組織との可能な協働の形態について定める。
- 4の3 州は、毎年11月30日までに、内閣総理大臣府に、社会及び生産組織の雇用吸収能力との関係において、連続する3年間にわたって維持しうる入国割当人数についての予測の情報も含む、当該州の領域における欧州連合非加盟国からの移民の存在及びその状態についての報告を行うことができる。
5. 第1項に規定する2国間の取決め又は合意は、季節労働も含む従属労働を理由としてイタリアに入国する意図のある外国人労働者が、その資格又は職務及び実施規則により指定された他の要件を明示して、当該取決めが指定する所定の名簿に登録することを定めることができる。さらに、当該取決めは、当該名簿を労働・社会保障省の事務所に送付するために、記入の方式を定めることができる。
6. この統一法典に掲げる取決め又は合意の範囲で、外務大臣は、労働・社会保障大臣との協議の上、もし、条件が存在し、かつ出身国

の政府による適切な保証がなされるか、又は他の国に対しても同種の計画を策定することを求める公的及び私的機関の申請を承認すれば、欧州連合非加盟国出身の労働者の、出身国における社会復帰のための統合計画を策定することができる。

7. 実施規則は、外国人の従属労働の供給及び需要を年ごとに記録する電子登録機関の形態を定め、全国社会保険公社 (INPS) により組織された文書保管所及び警察署との連携の方式を決定する。
8. この条に由来する負担額は、1998年以降、毎年3億5000万リラと見積もられる。

[1] 2002年7月30日の法律第189号により改正された条

第22条 [1] 有期及び無期の従属労働

(1998年3月6日の法律第40号第20条；1986年12月30日の法律第943号第8条、第9条及び第11条；1995年8月8日の法律第335号第3条第13項)

1. 各県においては、政府の県事務所 (prefettura) に、有期及び無期の外国人従属労働者の採用に関する全手続に責任を負う「移民のための単一窓口」が設けられる。
2. 外国に住む外国人と有期又は無期の従属労働の雇用関係を結ぼうとするイタリア人雇用主又はイタリアに正規に滞在している外国人雇用主は、居住している県、当該企業の法人住所のある県又は労働提供が行われる県の移民のための単一窓口に、次の各号に掲げるものを提出しなければならない。
 - a) 雇用する外国人の氏名入りの労働認可証申請書
 - b) 外国人労働者の宿泊先準備の方式に関する適切な証明書類
 - c) 出身国への外国人の帰還費用を雇用主が支払う義務を含む、関連の条件を明記した

滞在契約の案

- d) 雇用関係に変更がある毎に通知を行う義務の宣言
3. イタリア人雇用主又はイタリアに正規に滞在している外国人雇用主が、特定の外国人と直接面識がない場合は、第2項第b)号及びc)号に掲げる書類を提出し、第21条第5項に掲げる名簿に登録された者の中から、実施規則に定める基準によって選別した1人又はそれ以上の者に対する労働認可証を申請することができる。
4. 移民のための単一窓口は、雇用主の居住する県又は法人住所において管轄する、1997年12月23日の立法命令第469号第4条^(注15)に掲げる雇用センターに対し、第2項及び第3項に規定する申請を通知する。雇用センターは、当該申請を他のセンターに電子情報通信手段により伝えるとともに、それを、インターネットのサイトで、又は他のあらゆる可能な手段によって利用可能とし、さらに、必要があれば、2000年4月21日の立法命令第181号第2条^(注16)に規定する措置を発動する。雇用センターは、20日が経過しても、通信手段によるものも含め国内又は欧州連合の労働者からの出願がない場合には、申請を行った単一窓口に対し、志望者なしの証明書を発行し、出願があった場合には、その旨雇用主に通知する。20日が経過しても、雇用センターが回答を送付しない場合には、単一窓口は、第5項に従って、手続を進める。
5. 移民のための単一窓口は、第2項に掲げる規定及び当該案件に適用しうる団体労働協約の規定が遵守された場合には、申請の提出から40日以内に、警察署長の意見を聴いて、第3条第4項及び第21条の規定に基づき定められた人数及び質の範囲を尊重しつつ、労働認可証を交付し、雇用主の要求に応じて、税務番号を含む証明書類を、可能であれば電子情報通信手段により、領事事務所に提出する。従属労働用労働認可証は、交付の日より6か月を超えない期間、有効とする。
6. 外国人の居住国又は出身国にある領事事務所は、手続の確認の後、移民のための単一窓口から通知を受けた税務番号を明記した入国査証の交付を行う。当該外国人は、入国から8日以内に、滞在契約に署名するために、労働認可証を交付した移民のための単一窓口に赴く。滞在契約は、当該単一窓口に保存されるとともに、その写しは、同所により、管轄の領事当局及び管轄の雇用センターに送付される。
7. 外国人と交わした雇用関係に、何らかの変更が生じた場合に、それを移民のための単一窓口に届け出ることを怠った雇用主は、500ユーロ以上2,500ユーロ以下の罰金に処する。制裁は、県知事が決定し、執行する。
8. 欧州連合非加盟国の労働者は、第23条に規定するところを除き、労働を目的として入国するためには、出身国又は常住している国に存するイタリアの領事により交付された査証を携行していなくてはならない。
9. 警察署は、電子情報通信を通じて、労働用の、又は労働することを妨げない滞在許可証が与えられる欧州連合非加盟国の労働者に関する登録情報を全国社会保険公社 (INPS)、全国労働災害保険協会 (INAIL) に提供し、同様に、第5章の規定に基づき、家族に係る許可証の交付も通知する。全国社会保険公社 (INPS) は、受理した情報に基づき、欧州連合非加盟国労働者登録文書保管所を組織し、他の行政機関と共有する。情報の相互交換は、関係の行政機関間の取決めに基づいて行われる。当該情報は、電子情報通信により、警察署から、税務番号の付与を行う管轄の財務事務所に送付される。^[2]
10. 移民のための単一窓口は、労働及び社会政

策省に、第3条第4項に掲げる命令に定める分類に従って交付された労働認可証の数及び種類を通知する。

11. 欧州連合非加盟国の労働者が職を失っても、それは、その者及び合法的に滞在しているその者の家族構成員の滞在許可証を無効とする理由にはならない。従属労働用滞在許可証を有しているにもかかわらず、辞職も含め、職を失った外国人労働者は、滞在許可証の残余の有効期間のために、求職者名簿に登録されることができる。ただし、6か月未満の期間の季節労働用滞在許可証の場合はその限りではない。実施規則は、当該外国人労働者が、求職者名簿において、欧州連合非加盟国の新規の労働者より優先順位を高くして登録できるようにするためにも、雇用センターへの通知の方式を定める。

12. この条に定める滞在許可証を所持していないか、滞在許可証の期限が切れているにもかかわらず更新を申請していないか、又は滞在許可が取り消され、若しくは無効とされた外国人労働者を、自らの下に雇用する雇用主は、6か月から3年の拘留刑及び雇用した労働者1名につき5,000ユーロの罰金に処する。^[3]

13. 第25条第5項において、季節労働者に対し規定しているところを除き、欧州連合非加盟国の労働者は、帰国に際して社会保険及び社会保障の満期の権利を保持し、65歳に達したとき、現行法規に規定する要件が満たされていることが確認されれば、相互合意の有効性とは無関係に、1995年8月8日の法律第335号^(注17)第1条第20項に規定する最低拠出金の要件の適用除外としても、当該権利を行使することができる。

14. 2001年3月30日の法律第152号^(注18)に掲げる慈善・社会福祉団体の権限は、イタリアにおいて正規の労働を行う欧州連合非加盟国の労働者にも及ぶものとする。

15. イタリア人労働者及び欧州連合非加盟国の労働者は、外国で取得した職業資格の承認を求めることができる。特別な合意がない場合には、労働・社会政策大臣は、雇用中央委員会の意見を聴いて、個別の場合ごとに、資格承認の条件及び方式を規定する。さらに、欧州連合非加盟国の労働者は、この統一法典の規定に基づき、我が国の領域内で計画される研修及び資格付与の課程に参加することが出来る。

16. この条に掲げる規定は、特別自治州並びにトレント及びボルツァーノ特別自治県に、各自治憲章及びそれに係る実施規定に基づき適用される。

[1] 2002年7月30日の法律第189号により置き換えられた条

[2] 2002年12月27日の法律第289号により改正された項

[3] 2008年5月23日の暫定措置令第92号により改正された項

第23条^[1] 優先権の資格

1. 州及び特別自治県の提案にも基づき、労働・社会政策省及び教育・大学・研究省に承認され、州、特別自治県、他の地方公共団体、企業家、雇用主及び労働者の全国団体、外国人労働者のイタリアへの移動及びイタリアの生産部門への組入れを目的とする国際的な組織、並びに、少なくとも3年前から移民部門で活動している協会との協同によっても実現される計画において、移民出身国の教育及び職業訓練の活動を定めることができる。

2. 第1項に規定する活動は、次の各号に掲げる事項を目的とする。

a) イタリア国内で稼働しているイタリアの生産部門への労働者の組入れ

b) 移民出身国内で稼働しているイタリアの生産部門への労働者の組入れ

- c) 移民出身国内における独立の生産活動又は企業活動の発展
3. 第1項に掲げる活動に参加した外国人は、この統一法典に掲げる実施規則に定める方式に従い、第22条第3項、第4項及び第5項に掲げる労働者の勧誘のために、当該活動が対象とした部門の雇用に優先的に割り当てられる。
4. この統一法典の実施規則は、第1項に掲げる課程を履修した外国人の独立労働者のための雇用の便宜について定める。

[1] 2002年7月30日の法律第189号により置き換えられた条

第24条 [1] 季節労働

(1998年3月6日の法律第40号第22条)

1. イタリアにおいて外国人と季節的性格の従属的労働関係を結ぼうとするイタリア人の雇用主、イタリアに正規に滞在する外国人の雇用主又はそれらの者を代表する同業者団体は、第22条の規定に従い、居住する県の移民のための単一窓口、雇用する外国人の氏名を明記した申請書を提出しなければならない。イタリア人雇用主、イタリアに正規に滞在する外国人の雇用主又は同業者団体が、特定の外国人と直接面識がない場合には、第22条に定める方式に従って作成された申請書は、管轄の雇用センターに直ちに送付される。当該雇用センターは、5日のうちに、提供された季節労働者の需要に対して、イタリア又は欧州連合の労働者を使用し得る可能性について調査する。第22条第3項が適用される。
2. 移民のための単一窓口は、第1項に規定する申請書の提出から10日が経過し、雇用主の申請書の受理から20日を超えない期間に、優先権の期限を尊重して、許可を行う。
3. 季節労働の許可の有効期間は、申請された季節労働の期間と一致させ、かつ、複数の雇

- 用主の下で短期間の一連の労働を合算した場合でも、20日以上9か月以下とする。
4. 季節労働者は、滞在許可証に明記された条件を尊重し、かつ、当該滞在許可証の有効期間内に出身国に帰国した場合には、翌年、季節労働を理由としてイタリアに再入国する際に、労働のための正規の入国をしなかった同国人に対する優先権を有する。さらに、要件が満たされる場合には、季節労働用滞在許可証を、有期又は無期の従属労働用滞在許可証に切り替えることができる。

5. 1997年12月23日の立法命令第469号第4条第1項に規定する州の三者委員会は、労働者及び雇用主の州レベルの最大の組合組織、州、及び地方公共団体と、外国人労働者の、季節労働の雇用機会へのアクセスを促進することを目的とする協定を締結する。協定は、イタリア人労働者に対する規定に劣らない経済的及び法規的待遇、適切な労働条件を確保するための措置並びに労働者の流入及び流出の活性化を促進する直接的又は間接的なインセンティブ及び受入れに関する補足的な措置を定めることができる。
6. 季節的性格の労働を行わせるために、自分の下で、季節労働用滞在許可証を持たないか、又はその滞在許可証が期限切れ、取消し若しくは無効となっている1人若しくはそれ以上の外国人を雇用している雇用主は、第22条第12項の規定に基づき罰せられる。

[1] 2002年7月30日の法律第189号により置き換えられた条

第25条 [1] 季節労働者のための社会保険及び社会保障

(1998年3月6日の法律第40号第23条)

1. 季節労働用滞在許可証を所持する外国人に対して、限定された契約期間及びその特殊性

に鑑み、各業務部門の現行の規定に従って、次の各号に掲げる、強制保険及び保障が適用される。

- a) 障害、老齢及び遺族保険
- b) 労働災害及び職業疾病に対する保険
- c) 疾病に対する社会保険
- d) 出産保険

2. 雇用主は、全国社会保険公社 (INPS) に、家族手当及び非自発的失業に対する保険のための拠出金に代えて、その総額と等しい額を、そのために定められた条件及び方式に基づいて、拠出金として支払う。当該拠出金は、第45条に掲げる労働者のための社会保障的性格の措置に充てられる。
3. 計画文書の実施命令において、第2項に掲げる措置の要件、範囲及び方式を定める。
4. 第1項及び第2項に掲げる拠出金に対しては、労働を行っている各部門で定められた社会負担の軽減が適用される。
5. 第1項a)号に掲げる拠出金には、出身国の社会保険機関又は公社への拠出金の移転に関する第22条第13項の規定が適用される。その後に入国して、再び拠出する立場になる場合は、その限りではない。

[1] 2002年7月30日の法律第189条により改正された項

第26条 [1] 独立労働のための入国及び滞在

(1998年3月6日の法律第40号第24条)

1. イタリアの領域内において、偶発的ではない独立労働活動を行う意図のある、欧州連合非加盟国の外国人労働者の入国は、当該活動が、法律によって、イタリア人又は欧州連合加盟国の市民に限定されていないのであれば、許可される。
2. いかなる場合でも、イタリアにおいて、工業活動、専門的活動、手工業活動及び商業活動を行おうとする外国人、物的若しくは人的

会社を設立しようとする外国人又は会社の役員に就こうとする外国人は、イタリアにおいて行おうとする活動に見合った資産を有していること、それぞれの活動を行うにあたって、要求された場合に名簿及び記録簿へ登録するための要件を含む、イタリアの法律が定める要件を有していること、並びに行おうとする活動について規定した許可又は免許の交付を妨げる理由がないことを明記した、管轄する当局の3か月以内の日付の証明書を所持していることを示さなければならない。

3. 欧州連合に属していない国の労働者は、適当な宿泊先及び保険支出負担免除のための法律が規定する最低額以上の、合法的な出所の年間所得を有していることを明示しなければならない。
 4. イタリアにおいて効力のある国際的合意に定められた、より有利な規定は例外とする。
 5. 外交又は領事代表部は、本条に指定する要件を有していることを確認し、外務省、内務省及び、外国人がイタリアで行おうとする活動を管轄する省庁の認可証を入手した後、第3条第4項及び第21条の規定に基づく割当人数の範囲内で、[査証交付の]理由となる活動を明記した、独立労働用の査証を交付する。同様に、外交又は領事代表部は、外国人に、独立労働用滞在許可証のために、第5条第3項の4に規定するところを遂行する目的で、本条に掲げる要件を満たしていることを記した証明書を交付する。
 6. 第5項に規定する手続は、実施規則に定める方式に従って進められる。
 7. 独立労働用の入国査証は、申請書及びその関連書類の提出の日から120日以内に交付又は交付拒否されなければならない。交付の日から180日以内に使用されなければならない。
- 7の2 著作権保護に係る、その後の改正を経た1941年4月22日の法律第633号の第3編 第

3章 第2節の諸規定並びに刑法典第473号及び第474号に規定する犯罪のいずれかにより確定判決が行われた場合には、外国人に対して交付された滞在許可証は取り消され、かつ、当該外国人は、警察により国境まで連行され、国外追放される。

[1] 2002年7月30日の法律第189号により改正された条

第27条 特別な場合における労働のための入国

(1998年3月6日の法律第40条第25条；1986年12月30日の法律第943号第14条第2項及び第4項)

1. 実施規則は、第3条第4項に規定する入国割当人数の範囲内で認められた、これまでの条に規定する労働のための入国のほかに、次の各号に掲げる職種の外国人労働者それぞれに対し、労働許可、入国査証及び従属労働用滞在許可証の交付について、特別の方式及び期限について規定する。

- a) イタリアに拠点又は支社を有する会社又は世界貿易機構 (WTO) 加盟国の領域内に本社を有する外国の会社の代表事務所の幹部若しくは高度な専門スタッフ又はイタリアの会社若しくは欧州連合加盟国の会社のイタリアにある本社の幹部
- b) 大学の交換講師又は母国語講師
- c) イタリアにおいて、大学の職に就く予定の大学教授^[1]
- d) 翻訳者及び通訳者
- e) 外国に居住するイタリア市民又は欧州連合加盟国市民と、少なくとも1年前から、フルタイムの家事労働による労使関係を持ち、その者がイタリアに移り住むのにあわせ、[イタリアに入国して]当該関係を続ける家事手伝い
- f) 職業研修の理由で滞在を許可され、イタ

リア人の雇用主の下で、従属労働の範囲内において労働も行いながら、一定の期間研修を受ける者

- g) イタリア国内で活動する機関又は企業の下で、雇用主の要請により、限定された期間、特別な機能又は任務を遂行することを一時的に認められ、その終了とともに出国する労働者
- h) 実施規則に定める基準及び方式により雇用される海上労働者
- i) 外国に居住するか、又は本社を有する個人又は法人の雇用主により正規に報酬を得る被雇用労働者で、民法典第1655条、1960年10月23日の法律第1369号並びに国際法規及び共同体の法規を遵守して、イタリアに居住するか、又は本社を有する個人又は法人と前記の個人又は法人との間で締結された請負契約の労働をイタリア領域内で行う目的で、イタリアに居住するイタリア又は外国の個人又は法人の下に一時的に転勤した者
 - 1) 外国で巡業するサーカス又はショーに従事する労働者
 - m) オペラ、演劇、演奏会又はバレエ公演を行う芸術家及び専門家
 - n) エンターテインメントの場で雇用されるダンサー、アーティスト及びミュージシャン
 - o) 文化的又は民俗的催し物の場において、音楽・演劇関係又は映画関係の法人、公共若しくは民間のラジオ若しくはテレビ会社又は公社により雇用されるアーティスト
 - p) 1981年3月23日の法律第91号の規定に基づくイタリアのスポーツ団体において、種類を問わず職業的スポーツ活動を行う予定の外国人
 - q) イタリアにおいて公的に信任された特派員としてのジャーナリスト及び日刊紙若し

くは定期刊行物を刊行する報道機関又は外国のラジオ若しくはテレビ局により正規に報酬を得ている雇用されたジャーナリスト

r) イタリアにおいて効力を有する国際的合意の規定に従って、青年交換又は移動プログラムの枠内で、イタリアにおいて研究活動若しくは偶発的な労働を行う者又は「オーペア」で受け入れられた者

r-2) 公的及び私的な保健施設において採用される専門の看護師^[2]

1の2 第1項i)号に規定する労働者が、欧州連合加盟国に居住するか、又は本社を有する個人又は法人の雇用主により正規に報酬を受ける場合には、労働認可証は、転勤させる労働者の氏名が記載され、雇用主が本社を有する欧州連合加盟国における当該労働者の居住及び労働に関する条件が正規のものであることを立証する文書とともに、発注者により提出される、役務の提供の根拠となる契約の通知で代えることができる。

2. この移民法典の規定の例外として、興行^(注20)(spettacolo)に係わる欧州連合非加盟国の労働者は、興行を所管する部局の意見を聴いた県警察から事前に仮の認可を受けた後に、興行に係わる労働者の就業のための特別事務所又はその支部により交付される許可を得て、興行の制作及び実施の申請を行った雇用主に採用される。認可証は、[出演する]アーティスト又は3か月を超えない期間活動するスタッフを除き、入国前に交付される。興行部門で従属労働としての活動を行うことを許可された欧州連合非加盟国の労働者は、活動の部門も、雇用の資格も変更することはできない。労働・社会保障省は、観光及び興行を管轄する政府当局と協議して、この項に規定する認可証の交付の方法及び方式を定める。

3. 特別の活動を遂行するためにイタリア市民権の所持を定めた規定は有効とする。

4. 第1条に規定する規則は、同様に、外交若しくは領事代表部又はイタリアに存する国際法に基づく機関に雇用されている外国人労働者の入国及び滞在に関し効力を有する国際協約及び協定の施行のための規定も含む。

5. 欧州連合非加盟国のボーダーワーカーの入国及び滞在は、効力を有する隣接国との国際協定に定める特別規定により規律される。

5の2 イタリア・オリンピック委員会 (CONI) の提案に基づき、内務大臣及び労働・社会政策大臣の意見を聴いて、文化財・文化活動大臣令により、プロの資格で、又は報酬を得てスポーツを行う外国人のスポーツ選手について、各スポーツの全国連盟に割り当てるべき入国最大人数が決定される。この割当は、監督する省の承認を必要とするイタリア・オリンピック委員会の裁決によって行われる。同じ裁決によって、若手のスポーツ選手の育成保護のためにも、スポーツ・シーズン毎に、(外国人選手の) 割当及び登録の一般的基準を定める。^[3]

[1] 2008年1月9日の立法命令第7条により置き換えられた号

[2] 2002年7月30日の法律第189号により挿入された号

[3] 2002年7月30日の法律第189号により挿入された項

第27条の2 ^[1] 自発的研修のための入国及び滞在

(省略)

[1] 2007年8月10日の立法命令第154号により挿入された条^(注21)

第27条の3 ^[1] 科学的研究のための入国及び滞在

(省略)

[1] 2008年1月9日の立法命令第17号により挿入された条^(注22)

(第4章～第7章 省略)

注

- (1) 第45条「欧州連合加盟国市民の入国、滞在及び退去に関する共同体法規の実施のための立法委任」
- (2) Legge n.158 del 10 aprile 1981, “Ratifica ed esecuzione delle convenzioni numeri 92, 133 e 143 della Organizzazione Internazionale del Lavoro” 「ILO条約第92号、第133号及び第143号の批准及び実施」
- (3) 第11条は、本稿では訳出する部分に含まれないが、その第4項は、「不法移民に対処するための相互協力を行うために必要性が生じうる証明書の確認及び交付の遂行を加速する目的」についての規定
- (4) Decreto Legislativo n.281 del 28 agosto 1997, “Definizione ed ampliamento delle attribuzioni della Conferenza permanente per i rapporti tra lo Stato, le regioni e le province autonome di Trento e Bolzano ed unificazione, per le materie ed i compiti di interesse comune delle regioni, delle province e dei comuni, con la Conferenza Stato - città ed autonomie locali” 「国、州並びにトレント及びボルツァーノ特別自治県間の関係整備のための常設会議の権限の定義及び拡大、並びに、州、県及びコムーネの共通利益の問題及び任務のための、国・都市及び地方自治体に関する会議との統合」
- (5) Legge n.241 del 7 agosto 1990, “Nuove norme in materia di procedimento amministrativo e di diritto di accesso ai documenti amministrativi” 「行政手続及び行政文書へのアクセス権に関する新しい規定」
- (6) 滞在証明書は、2007年1月8日の立法命令第3号「長期滞在する第三国の市民の身分に関するEU指令(2003/109/CE)の実施」により、長期滞在用EC滞在許可証(第9条参照)に代わったが、この条文の中では、それに伴う名称の訂正が行われていない。
- (7) Legge n.327 del 3 agosto 1988, “Norme in materia di misure di prevenzione personali” 「個人の予防措置に関する規定」
- (8) Legge n.1423 del 27 dicembre 1956, “Misure di prevenzione nei confronti delle persone per la

sicurezza e per la pubblica moralità” 「公共の安全及び道徳に危険を及ぼす者に対する予防措置」

- (9) Legge n.646 del 13 settembre 1982, “Disposizioni in materia di misure di prevenzione di carattere patrimoniale ed integrazioni alle leggi n.1423 del 27 dicembre 1956, n.57 del 10 febbraio 1962, e n.575 del 31 maggio 1965” 「財産的性格の予防措置並びに1956年12月27日の法律第1423号、1962年2月10日の法律第57号及び1965年5月31日の法律第575号を統合する規定」
- (10) Legge n.575 del 31 maggio 1965, “Disposizioni contro la mafia” 「マフィア取締規定」
- (11) Decreto-legge n.144 del 27 luglio 2005, “Misure urgenti per il contrasto del terrorismo internazionale” 「国際テロリズム取締り緊急措置」
- (12) Legge n.55 del 19 marzo 1990, “Nuove disposizioni per la prevenzione della delinquenza di tipo Mafioso e di alter gravi forme di manifestazione di pericolosità sociale” 「マフィア型及び社会的にきわめて危険な他の形態の犯罪の予防のための新たな規定」
- (13) 第29条「家族の再結合」(本稿では訳出する部分に含まれない。)
- (14) 第30条「家族用滞在許可証」(同上)
- (15) Decreto Legislativo n.469 del 23 dicembre 1997, “Conferimento alle regioni e agli enti locali di funzioni e compiti in materia di mercato del lavoro, a norma dell’articolo 1 della legge n.59 del 15 marzo 1997” 「1997年3月15日の法律第59号第1条の規定に基づく、労働市場に関する機能及び任務の州及び地方公共団体への委譲」
- (16) Decreto Legislativo n.181 del 21 aprile 2000, “Disposizioni per agevolare fra domanda ed offerta di lavoro, in attuazione dell’articolo 45, comma1, lettera a), della legge 17 maggio 1999, n.144” 「1999年5月17日の法律第45条第1項a)号の施行にあたり、労働の需要と供給のマッチングを促進するための規定」
- (17) Legge n.335 del 8 agosto 1995, “Riforma del sistema pensionistico obbligatorio e complementare” 「強制的及び補完的年金制度の改革」

- (18) Legge n.152 del 30 marzo 2001, “Nuova disciplina per gli istituti di patronato e di assistenza sociale” 「慈善・社会福祉団体のための新たな規定」
- (19) Legge n.633 del 22 aprile 1941, “Protezione del diritto d’autore e di altri diritti connessi al suo esercizio” 「著作権及びその行使に関連した権利の保護」
- (20) Spettacoloは、ここでは興行と訳したが、演劇、オペラ、バレエなどの舞台芸術から、サーカス、ショー、映画まで、多数の観客を対象とする芸術・芸能を指す幅広い概念である。
- (21) Decreto Legislativo n.154 del 10 agosto 2007, “Attuazione della direttiva 2004/114/CE, relativa alle condizioni di ammissione dei cittadini di Paesi terzi per motivi di studio, scambio di alunni, tirocinio non retribuito o volontariato”
- (22) Decreto Legislativo n.17 del 9 gennaio 2008, “Attuazione della direttiva 2005/71/CE relativa ad una procedura specificamente concepita per l’ammissione di cittadini di Paesi terzi a fini di ricerca scientifica”

(はぎわら あいいち・海外立法情報調査室)